

自治体の平成23年度に行った対策の実績及び平成24年度の計画

ボランティアに対する「石綿ばく露防止教育」の実施状況について

都道府県	市町村	実施月日	対象人数	うちマスク持参者数	うちマスク配布者数	教育内容	教育者
青森県	青森県	-	-	-	-	住民及びボランティアに対して、HPIにより、被災地で活動する際の防じんマスクの着用を注意喚起している。	-
	弘前市	平成23年3月31日 ～平成23年8月31日 計24回	延べ1,065名	不明	0名	ボランティアに対しては、以下のことにより防じんマスク着用の重要性などについて周知・注意喚起等を行っている。 ・HP等による周知 ・ボランティア受付の際の周知(社会福祉協議会と連携) ・移動中のボランティアバス車中での説明実施 など	市職員、大学ボランティアセンター職員等
	青森市	平成23年5月13日 平成23年9月22日	-	-	-	庁内LANにて文書掲載(市役所全部署) 防じんマスクについて ・各自で持参すること ・マスクの種類 ・正しい着用方法 青森市社会福祉協議会にボランティア保険申込者に対し、チラシ配布を依頼	-
	三沢市	平成23年6月22日	59名	59名	0名	防塵マスクを各自持参し、着用することを周知。	市職員
	七戸町	平成23年7月28日 ～平成23年7月30日	3名	3名	3名	職員ボランティアに対し、総務課から防塵マスクを配布。	-
岩手県	-	平成23年4月・5月	80,558名	約半数	約半数	防じんマスク着用について、ホームページ掲載及び出発前のオリエンテーションにおいて以下の点について注意喚起 ・持参を呼び掛け ・正しい着用方法 (気温に配慮し、活動内容によって防じん・通常を使い分けること)	社会福祉協議会(県及び市町村) 災害ボランティアセンター職員
	-	平成23年6月・7月	88,591名	約半数	約半数		
	-	平成23年8月・9月	27,229名	約半数	約半数		
	-	平成23年10月以降 随時	-	-	-		
宮城県	仙台市	平成23年4月～6月	不特定多数	-	-	粉じん等による健康障害の予防についてのチラシをボランティアセンター等に配布し、復旧作業従事者に対し周知するよう依頼した。	ボランティアセンター
	石巻市	随時	不特定多数	-	-	事前にボランティアに対し、粉じん対策としてマスクを着用すること等説明している。	社会福祉法人石巻市社会福祉協議会
	気仙沼市	随時	不特定多数	-	-	1. 活動前の注意喚起 *HPで情報発信 持参物(作業用)に防塵マスクの必要性を明示 2. 受付時やオリエンテーションの際に説明	気仙沼市社会福祉協議会ボランティアセンター (復興支援センター)
	多賀城市	平成23年3月11日 ～平成23年9月20日	18,000人	約6,000人	約12,000人	マスクを持参していない人にはマスクを配布し、作業前のオリエンテーションで必ずマスクを着用するよう促した。	社会福祉協議会職員
	岩沼市	平成23年3月12日～	-	-	-	アスベストについて ・危険性 ・マスク着用義務と着用方法 ・掲示物による注意喚起	市ボランティアセンター職員
	東松島市	随時	不特定多数	-	-	1. 活動前の注意喚起 ・ブログで情報発信 持参物(作業用)に防塵マスクの必要性を明示 ・正しい防塵マスクの装着方法を掲載(環境省のページにリンク) 2. 受付時やオリエンテーションの際に説明	生活復興支援センタースタッフ
	山元町	随時	-	-	-	県から提供されたマスクを配布し、ヘドロによる粉じん発生のおそれがある地点で作業する場合は着用するよう指示	ボランティアセンター
	亘理町	平成23年5月10日	25名	0名	25名	N95マスクの装着の仕方について (センター職員が研修を受け、毎朝のオリエンテーション時にボランティアに指導した。家屋の泥だしや片付けについては8月13日でほぼ終了している。特にアスベストに特化した教育は行っていないが、がれきの粉塵等による健康被害が報道されていたため、マスク着用を奨励した。)	メーカー職員
	松島町	随時	-	-	-	・作業時のマスク着用 ・マスク不足した場合は配布	町職員
	七ヶ浜町	平成23年3月24日 ～現在 :水～日(週5日間)	100名～150名/回	80名～100名/回	20名～50名/回	・舞い上がる粉塵にはヘドロなどが混じっており、ウイルス等が混入している危険性があること。 ・被災家屋の瓦礫撤去時、解体作業時などにはアスベストが飛散する可能性が高いこと。 ・別紙水害ボランティア作業マニュアルをA0版に拡大印刷し、ボランティアさんの待機場所の目につきやすい場所に掲示しております。 また、毎朝マッチングの前に全体朝礼を行い、服装や装備品に関する徹底を促しております。 ・現場リーダーに、出発前確認としてマスク等の装備品のチェックを行っていただき、不備の場合は貸し出しなどを徹底しております。	七ヶ浜町社会福祉協議会職員
利府町	随時	-	-	-	ボランティア活動においては、その都度マスクを提供し、着用の徹底を図るとともに、活動中の安全確保を図るよう注意喚起しています。	-	
女川町	平成23年3月11日 ～平成24年2月末	約700名	-	-	活動前に注意喚起 アスベスト対応していないマスク等を持参した方に対しては対応したマスクを配布 アスベストだけでなく、粉塵等の健康被害についてもリスクがあるのでマスク装着の徹底を図った。	女川町社会福祉協議会職員	

福島県	福島県	随時	-	-	-	<p>●各ボランティアセンターにおいてオリエンテーションを実施し、防じん対策を説明。</p> <p>H24.10.21 福島県災害ボランティア連絡協議会へ、石綿ば暴露防止教育の実施依頼。</p> <p>・型式認定等を受けた防じんマスクの持参呼びかけ</p> <p>・防じんマスクの正しい着用の指導</p> <p>(参考)</p> <p>○なお、ホームページで防じんマスクの持参を呼びかけているが、持参していない場合はボランティアセンターで所有している防じんマスクを配布(場合によってはサージカルマスク)した。</p> <p>○福島県内では、放射性物質対策として防じんマスクを持参してきているボランティアが多く見られた。</p>	ボランティアセンター職員
	いわき市	平成23年6月1日 ～平成23年9月24日	21,946名	-	21,946名	防じんマスクの配付	いわき市社会福祉協議会職員
茨城県	ひたちなか市	平成23年7月16日 平成23年7月16日 平成23年7月23日 平成23年7月24日	160名	144名	16名	市・社協で石巻市へのボランティアバス運行防塵マスクについて ・災害ボランティアの活動時の準備物として持参するように指導。 ・持参しなかった者に配布し、着用を指導。	市職員・社協職員
		平成23年9月23日	23名	0名	23名	「チームひたちなか」石巻市で災害ボランティアとして活動(防塵マスク配布を周知) 防塵マスクについて ・作業時に防塵用マスクを配布し、正しい着用について指導。	
	下妻市	平成23年4月 ～平成23年8月	41名	-	-	防じんマスク持参等指導	市社協職員
	北茨城市	随時	-	-	延100枚	アスベストの危険性及びマスクの着用方法等について説明を実施	市職員
	城里町	平成23年10月20日	3名	0名	3名	ボランティア参加について問合せのあった来庁者に対し、既成チラシの配布と防じんマスク着用の必要性を啓発した。	
千葉県	千葉市	平成23年5月2日 ～平成24年3月31日	100名 (派遣人数)	不明	不明	派遣職員に配付した文書中に、「粉じん等から身を守るために配布するマスク等を着用すること」を記載(ただし、配布マスクは感染症予防のサージカルマスク)	市職員
	千葉市	平成23年9月3日 ～平成23年9月5日	90名 (派遣人数)	不明	不明	災害派遣事前説明会において、防じんマスクまたはそれに代わるものの持参を呼びかけ	社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会 千葉市ボランティアセンター
	市原市	随時	相当数	不明	不明	市民活動センター(ボランティアセンター)でボランティアの登録・保険加入時に、防じんマスクの正しい着用方法等について、説明を行っている。	市民活動センター職員
	市原市	平成23年5月15日	-	-	-	市民活動センターの広報誌(5月15日号)で、災害ボランティアの心構えとして、防じんマスクの持参・着用について周知している。	市民活動センター
	松戸市	平成23年5月2日 ～平成24年3月31日	200件	0件	0件	災害派遣従事車両証明書発行時に、申請者に対して通知文書をもとに防塵マスク携行着用の呼び掛けを行った。	市職員
	旭市	平成23年3月15日 ～平成23年3月31日	延べ7,608名	-	-	防じん、感染症予防のためにマスクを着用するよう指示すると共に、マスクを持っていない者にはサージカルマスクを配布した。 なお、災害ボランティアの受入れに関しては3月31日を以って終了している。	社会福祉協議会
	旭市	平成23年7月8日	20名	-	-	第1次モニタリング調査で、作業場でアスベストが検出されたのを受け、各現場責任者等に対し、 工程会議において防塵マスクの着用及びアスベストを含有すると思われる建材の分別を徹底するよう改めて周知した。	市職員
	佐倉市	平成23年10月1日 ～平成24年3月31日	121名 (保険加入者)	-	-	市の外郭団体であるボランティアセンターでボランティア保険加入時に、石綿ばく露に関することについて、口頭で注意喚起を行っている。	佐倉市ボランティアセンター
富里市	平成23年11月1日 ～平成24年5月31日	6名	不明	-	市社会福祉協議会でボランティアの保険加入時に、口頭にてアスベストや防じんマスクについて説明し、注意を呼び掛けた。	富里市社会福祉協議会	

平成 23 年度 パトロールの実績（自治体）

都道府県	計画内容
青森県	<p>(1)【全国一斉パトロール(10月)】 ア実施月日：県三八地域県民局：10月19日～28日 八戸市：10月19日～27日 イ実施機関：県：建築部局及び環境部局合同、建築部局及び労基署合同 八戸市：建築部局単独、建築部局、環境部局及び労基署合同 ウ対象：県、八戸市：解体工事 工指導状況：県：石綿含有建材の使用確認を助言するとともに、分別解体の実施状況等を確認。 八戸市：石綿含有建材の分別状況等を確認。 （参考：県及び八戸市が実施したパトロール現場において、石綿含有建材の使用は確認されなかった。）</p> <p>(2) その他 【おいらせ町】町健康衛生課では、公費解体時(6月～8月)に、現場の養生の状況等の確認を実施。 【階上町】町町民課では、4月中旬までほぼ毎日、建築物解体作業現場の安全確認等のパトロールを実施。</p>
岩手県	<p>(1) パトロールの頻度(実施月日)及びパトロール実施機関(環境部局単独、労基署・建築部局・廃棄物部局等との合同) ・これまで実施したパトロールは、県の出先機関の環境部局(廃棄物担当を含む)単独であり、他部局・他機関との合同では実施していない。 頻度については不定期であるため、出先機関によって異なるが、少なくとも1公所で震災後100回以上は実施している。 なお、当県独自の大気環境のアスベスト測定で、がれきの集積場等でも測定を実施しており、その際に周辺のパトロールは実施している。</p> <p>(2) パトロール対象(建築物解体現場、がれき処理場 など) ・主にがれきの仮置き場(がれき選別場所含む)をパトロールしている。</p> <p>(3) 指導状況 ・アスベストに特化した指導だけでなく、がれきの適正処理全般に係る指導を実施している。 ・現場責任者に、粉じん発生防止に係る散水車の準備・使用、防じんマスクの着用徹底、保管の高さの遵守、火災予防などを現地指導している。</p> <p>(4) 特記事項 ・労基署がパトロールして把握した、アスベストが使用されている可能性のある建築物に係る情報を入手し、関係市町村へ情報提供し、解体の際にアスベストの分析等を確実に実施するよう指導している。 ・東北アスベスト調査診断協会に、今後解体される建築物でアスベストが使用されている可能性のある建築物を調査してもらうよう依頼しており、情報提供してもらった後、関係市町村へ情報提供予定である。解体の際にアスベストの分析等を確実に実施するよう指導することとしている。 ・当県で実施した大気環境中のアスベスト測定は、延べ137地点。 （仮設住宅等住居地域87地点、がれき集積所等50地点、全地点で1本/L未満。）</p>

宮城県

< H23.10.1 ~ H24.2.末 > (仙台市除く)

(1) 実施状況

解体現場パトロール 96 件

散乱状況パトロール 8,563 件 (散乱無し 8,491 区画 , 散乱有り 72 区画)

関係機関との連携状況

労基との合同 20 件 , 建築部局との合同 6 件 (うち 3 件は 3 者)

(2) 実施結果

建り法無届工事の発見 . . . 2 件 (がれき処理としているものを除く)

アスベスト等の発見 . . . 70 件 (レベル 3)

* 津波等被災建築物ではないが , 特定粉じん排出等作業の無届出 1 件発見 , 厳重注意。
周辺のアスベストモニタリングにより生活環境保全上支障がなかったことを確認済み。

(3) その他

H23.12.14 石巻管内で関係機関を連携して、2 回、延べ 56 人の参加による撤去作業を実施

H24. 2. 2 環境省・厚労省の合同パトロールに H C 等参加

2/6,13 仙南 塩釜 , 2/29 大崎・石巻 気仙沼内陸 H C から沿岸 H C へ人員派遣しパトロールを強化

H24.3.15 石巻市内で関係機関を連携して、53 人の参加による撤去作業を実施

< 仙台市 >

(1) 解体現場(大気汚染防止法届出あり)(解体現場 145 現場 162 工区)

・原則、工区ごとに養生確認のため環境担当と廃棄物担当で立入検査実施。
不適正事項が見つければ、労基、廃棄物担当と再度立入。

・環境担当が、10 月 ~ 3 月に計 4 箇所、敷地境界、負圧除塵機出口で環境測定 4 日、解体現場 4 現場)

(2) 解体現場(大気汚染防止法届出なし)

・環境担当が建設リサイクル法の届出台帳をもとにアスベスト使用可能性が高い建築物を選定し、労基、廃棄物担当、建築担当に声をかけ合同でパトロールを行う(月 1 回程度)。(3 日、解体現場 3 現場)

・環境担当が、7 ~ 10 月に計 4 箇所、非飛散性の石綿含有建築材料を使用している解体現場で環境測定。(4 日、解体現場 4 現場)

(3) 解体現場(建リサパトロール週間)

・建築担当が解体現場を選択し、廃棄物担当、環境担当と合同でパトロールを行う(10/17 ~ 21)。(5 日、解体現場 18 現場)

(4) がれき撤去作業現場

・環境担当が、6 月に計 4 箇所環境測定実施。(4 日、がれき撤去現場 4 現場)

(5) がれき・震災廃棄物等搬入場

・廃棄物担当が随時(週 2 回程度)パトロール。

・環境担当が 4 月から月 1 回、敷地境界の環境測定。(24 日、がれき・震災ごみ搬入場 30 現場)

<p>福島県</p>	<p>延べ96日162件の建設解体現場等へのパトロールを、環境部局出先機関において実施した。</p> <p>パトロールは県環境部局が実施するほか、労基署、県建築部局及び県廃棄物部局等と合同で実施して、建築物解体状況及びがれきの保管状況を確認した。</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法の届出がされた解体現場 ・建設リサイクル法に関する全国一斉パトロール ・震災がれきの集積場等 <p>【指導状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト含有の有無が不明な建材について分析を行い、結果が出るまで工事を中断するよう指示 ・養生シートがはがれている箇所の修復指示 ・解体工事の表示を指示 ・作業場が負圧に保たれていることの確認することを指導
<p>茨城県</p>	<p>(1)大気汚染防止法上の届出があった作業現場への立入検査については、通常業務として実施している。</p> <p>(2)建設リサイクル法に係る全国一斉合同パトロールについては、10月下旬に実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施機関：県民センター環境・保安課、建築指導課及び労働基準監督署 ・対象：建設リサイクル法の届出がされた建築物解体現場 ・指導状況：標識の掲示、分別解体の徹底、アスベストの適正処分等について口頭で指導した。
<p>栃木県</p>	<p>(1)東日本大震災の被災家屋解体に伴い、大気汚染防止法第18条の15第1項に基づく特定粉じん排出等作業に係る立入検査を1件実施した。</p> <p>なお、労働基準監督署や市建築指導課との合同パトロールの実績なし</p> <p>(宇都宮市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物担当部局、建築担当部局、労働基準監督署とともに立入り調査を実施している。
<p>千葉県</p>	<p>(1)パトロールの頻度(実施月日)</p> <p>6月まではほぼ毎日、以降、月2回程度</p> <p>(2)パトロール実施機関(環境部局単独、労基署・建築部局・廃棄物部局等との合同) 廃棄物部局</p> <p>(3)パトロール対象(建築物解体現場、がれき処理場 など)</p> <p>旭市内の災害ごみ仮置場</p> <p>(4)指導状況</p> <p>特になし</p> <p>(5)その他特記すべき事項</p> <p>特定粉じん排出等作業届出があった現場への立入検査や建設リサイクル法の全国一斉パトロールについては従来どおり実施している。</p>

平成 23 年度 説明会、パトロール以外の実績（自治体）

都道府県	計画内容
青森県	おいらせ町：解体業者に冊子を配布した。ばく露の防止や分別の徹底を指導した。
岩手県	<ul style="list-style-type: none"> ・本県で実施した大気環境中のアスベスト測定は述べ 235 地点。(仮設住宅等住居地域 128 地点、がれき集積所等 107 地点。) ・市町村、社会福祉協議会等を通じてボランティア等に対しマスクを配布。 ・メディア等を通じ住民、復旧作業従事者へのアスベストばく露防止に係る啓発
宮城県	<p>< 環境モニタリングの実施 ></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 測定回数及び地点数 (仙台市を除く) 4 回, 延べ 4 0 地点 (避難所, がれき集積場周辺 他) (2) 測定結果 無機繊維数濃度 ~ 1 . 0 f / L <p>< 市町村への情報提供 ></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) パトロール結果を提供し, 適正処理の依頼や合同撤去作業の実施など (2) がれき処理に係る注意事項などの, 国または県単独の通知を適宜情報提供 <p>< 市町村の取り組みに対する助言 ></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害廃棄物処理指針の通知や宮城県災害廃棄物処理対策協議会等の開催によりアスベスト対策等の周知, 助言 (2) チラシの作成, 配布 (3) 環境省講師による講習会の実施 (H24.3.6) <p>< 関係団体, 事業者に対する要請 ></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 作業安全対策, アスベスト等飛散防止対策の徹底等通知 (2) 発注先業者向け講習会の実施 (3) 建設業教会, 産廃協会との合同パトロール <p>< 県民・事業者に対する広報 ></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 環境モニタリング結果公表時等における, 防じんマスクの着用等について広報 (2) 市町村他への防じんマスクの配布
福島県	特になし。
茨城県	特になし。
栃木県	特になし。
千葉県	<p>平成 2 4 年 2 月 1 4 日に建設業・解体業、廃棄物処理業、県、市町村及び労働局の担当者を対象に、東日本大震災におけるアスベスト対策をテーマとした研修会を開催した。</p> <p>【講演】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 東日本大震災におけるアスベスト飛散・ばく露防止対策について (環境省水・大気環境局大気環境課) 2 東日本大震災における旭市の対応について (旭市環境課) 3 旭市における災害廃棄物の処理について ((社) 千葉県産業廃棄物協会) <p>【参加者】</p> <p>約 1 2 0 名</p>

平成 24 年度計画（自治体）

都道府県	計画内容
青森県	特になし。
岩手県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随時がれき保管場所のパトロールを実施。 ・ 大気環境中のアスベスト濃度測定を実施。 ・ 行政、建設業者、廃棄物処理業者等に対しアスベスト対策に係る講習会を実施（6/21,22）
宮城県	<p>< 環境モニタリング > 8 地点年 4 回実施，公表予定。</p> <p>< パトロール > 県独自のパトロールの継続（関係機関と連携して計画的に実施）。 発見したアスベストは市町村に情報提供し，適正処理を要請。</p> <p>< ボランティアに対する「石綿ばく露防止教育」 > 継続して実施する。</p> <p>< 市町村への情報提供・助言 > 継続して実施する。</p> <p>< 関係団体・事業者に対する要請 > 継続して実施する。</p> <p>< 県民・事業者に対する広報 > 継続して実施する。</p>
福島県	<p>一般環境大気中アスベストモニタリング調査 県内 7 地点において、1 回/月一般環境大気中のアスベスト濃度調査を実施予定。</p> <p>解体現場等へのパトロール 県環境部局によるもののほか、労基署、県建築部局及び廃棄物部局等との合同でパトロールを実施予定。</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染防止法の 18 条の 15 に基づく届出がされた解体現場。 ・ 建設リサイクル法に係る合同パトロール。 <p>特定粉じん排出等作業における周辺環境濃度調査。</p> <p>(1) 特定粉じん排出等作業立入調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業における作業基準の遵守状況の確認。 <p>(2) 周辺環境濃度調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定粉じん排出等作業現場の敷地境界における大気中アスベスト濃度測定。 <p>(3) 建築物等の解体現場のアスベスト濃度調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設リサイクル法に基づく解体届出情報による大気中アスベスト濃度測定。

茨城県	<p>(1)大気汚染防止法上の届出があった作業現場への立入検査について、通常業務として実施する。</p> <p>(2)建設リサイクル法に係る全国一斉合同パトロールについて、年に2回実施する予定。 1回目は5月末に実施、2回目は10月～11月に実施予定。 ・実施機関：県民センター環境・保安課，建築指導課及び労働基準監督署 ・対象：建設リサイクル法の届出がされた建築物解体現場</p> <p>(3)廃棄物破碎施設への立入検査を7月と2月に実施する予定。 ・実施機関：廃棄物対策課，県民センター環境・保安課 ・対象：県内全廃棄物破碎施設</p>
栃木県	特になし。
千葉県	特定粉じん排出等作業実施届出があった現場への立入検査や建設リサイクル法の全国一斉パトロールについては従来どおり実施する。